規　則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第一項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（工事の技術上の基準）	（工事の技術上の基準）
第二条の五　法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第二条の五**　法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。	一　使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。
[イ～ホ　略]	[イ～ホ　同上]
ヘ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	ヘ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
[ト・チ　略]	[ト・チ　同上]
[リ～三十六　略]	[リ～三十六　同上]
（核燃料物質の使用）	（核燃料物質の使用）
第二条の十一の六　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。	**第二条の十一の六**　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。
一　[略]	一　[同上]
一の二　プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。	[号を加える。]
イ　プルトニウム等が飛散し又は漏えいするおそれがない場合	
ロ　プルトニウム等の数量が三十七メガベクレル以下の場合	
[二～六　略]	[二～六　同上]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

告　示

○金融庁告示第八号

野村土地建物株式会社が、平成三十年一月二十九日付で朝日火災海上保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により野村土地建物株式会社に対する同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二日

金融庁長官　森　信親

○法務省告示第八十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成三十年三月二日

法務大臣　上川　陽子

住所　千葉県八千代市緑が丘西４丁目９番地14
マリナ・サチコ・ヤスダ　平成７年９月９日生

住所　大阪市東成区中道２丁目21番５号
洪隆之　昭和49年７月15日生

住所　大阪府門真市脇田町８番17号
朴枝祚　昭和50年２月４日生

住所　大阪府豊中市上野西２丁目11番72号
秦尚修　昭和36年12月４日生

住所　大阪市住吉区殿辻２丁目２番27―601号
権和治　昭和58年５月９日生

住所　大阪市都島区善源寺町２丁目３番16号
朴直樹　平成５年９月22日生

住所　大阪市中央区高津３丁目１番６―903号
宋菊美　昭和48年10月22日生

住所　大阪市鶴見区今津中４丁目２番８号
秋泰一　昭和61年６月20日生

住所　大阪市平野区喜連東５丁目１番17号
柳和人　昭和55年３月４日生

住所　大阪府羽曳野市西浦２丁目1718番地４
柳亜理　昭和57年１月11日生

住所　大阪市生野区中川２丁目11番21号
呉章弘　昭和52年７月13日生

張初美　昭和54年11月６日生

呉麗斗　平成18年７月10日生

呉麗亜　平成21年３月26日生

住所　大阪市都島区網島町14番８―315号
金峰子　昭和51年12月27日生

住所　大阪府寝屋川市黒原旭町18番17号
韓達也　昭和46年１月２日生

韓達之　昭和50年７月２日生

住所　大阪市生野区小路３丁目12番15号
梁斗天　昭和12年９月20日生

任陽子　昭和19年１月９日生

住所　大阪市生野区巽西３丁目10番19号
安雅美　昭和37年11月19日生

金玲奈　平成元年９月23日生

金佳奈　平成４年５月30日生

金亮一　平成６年10月８日生

住所　大阪市住吉区山之内４丁目２番７号
金成弘　昭和52年11月20日生

鄭裕美　昭和52年12月21日生

金美空　平成23年10月22日生